



自治基本条例だより

No.1

ご意見を企画課までお寄せ下さい。

発行：越谷市自治基本条例審議会
発行日：平成20年11月1日
連絡先：越谷市企画課(☎963-9112)



荻島地区センターで行われた懇談会

懇談会に540人が参加

4月に市長の委嘱をうけて、「(仮称)越谷市自治基本条例」案づくりに着手した審議会は、8月に条例の*骨子案(条例に盛り込みたい項目)をまとめた。そして、8月下旬～10月上旬にかけて13の地区での懇談会や各種団体との懇談会を25回開き、広くこれに対する市民の意見を伺った。

8月23日の大袋・大沢地区センターを皮切りに、13の地区センターで審議会委員とコミュニティ推進協議会、自治会メンバーなどとの懇談会が開かれ、その他、自治会連合会、NPO法人、市民団体、青年会議所、教育文化団体、産業関連団体、職員とも同様の懇談

会を開いた。合わせて540人が審議会委員がまず「なぜ、自治基本条例なのか」映像を使って説明し骨子案を示した。会場からは合わせて427にものぼる意見質問があがつた。

わかりやすい文章で

意見をピックアップすると、●意見をよく聞き、内容を検討してほしい●わかりやすい言葉で条文を書いてほしい●作つた後、そのままにしない条例に●目的に「安全・安心」だけでなく「楽しい街」づくりも入れてほしい●映像での説明が地区ごとにきめ細かくなされていてよい●骨子案はよくできている●先進自治体にはあるが、越谷市でも自治基本条例ができるのはうれしい。委員はこれを審議会に持ち帰

懇談会ひらかれる



懇談会への参加を駅頭で呼びかける委員たち

越谷市自治基本条例
審議会とは?

この条例を市民参画で作るために越谷市は4人の学識経験者以外の委員を公募した。その結果、職業、年齢、性別がさまざまな26人の市民が選ばれた。すでに51回の会議を重ね、議論している。懇談会には6～7人がチームを組んで出かけ、説明すると共に市民の皆さん意見を伺つた。

*骨子案とは
「前文」「総則」「自治の基本原則」「市民」「コミュニティ」「市議会」「市長」「行政運営」「住民投票」の9つの大分類をしめし、その中具体的な30の中分類をあげて整理したもの。

自治基本条例ってなあに

越 谷市の自治のあり方を決める条例です。「行政による自治」と「市民の自治」の基本原則を定め、両者によって越谷を「より良いまち」にしていくことが目的です。すべての条例の基本となる自治のあり方

を示す条例です。この条例によって、自治の仕組みが構築され、市民は市政に参画しやすくなり、行政は開かれた行政運営を推進しやすくなります。

なぜ条例をつくるのですか?

地 方分権が進み、自治体の位置付けが国の下請け機関から対等なものへと変わりました。越谷市でもこれまで以上に主体的な「まちづくり」が求められています。また、少子高齢社会の到来や市民ニーズの多様化など社会環境が大きく変化しています。これらのことから、私たち市民がこれからも元気に活き活きと暮らしていくための新しい「まちづくり」のルール=「自治基本条例」が必要だと考えています。